

# フランス法における支配権の譲渡の際の局外株主の保護

井 上 明

- 一 はじめに
- 二 フランス法における、支配権の譲渡の際の局外株主の保護
- 一 支配権の譲渡の決定
  - I 支配権の譲渡の決定権を有する者は誰か
  - II 支配権の譲渡の決定権に制限を課し得るか
- 二 譲渡の態様に関する局外株主の保護
- I 序
- II 証券仲買人協会一般規定における、支配株式塊の譲渡

## 一 はじめに

原子的会社の時代 (*l'âge atomique des sociétés*) から分子的会社の時代 (*l'ère moléculaire des sociétés*) に移つたといわれる現代においては、種々の産業分野において国民経済に重大なる影響力を有するものなどや単独の存在たる株式会社ではなくて、巨大な資本、従業員、取引量を有する、いわゆる分子的会社グループ (*groupe mo-*

léculaires) であるところが、この会社グループの形成又は伸張の実現方法の一つに、支配権の譲渡 (la cession de contrôle) <sup>(1)</sup> がある。

これは取得者に会社の支配権 (contrôle) を与えるに足る一群 (一塊) の株式の (大株主からの) 買入 (l'achat d'un bloc d'actions conférant la contrôle) <sup>(2)</sup> であり、これには<sup>1</sup> 支配権を与えるだけの数量の株式群 (塊) <sup>(3)</sup> を買入れる場合と、<sup>2</sup> それだけでは支配権を与えるに十分ではないが、取得者が既に有している株式に加えると支配権を与えることになる数量の株式群 (塊) を買入れる場合の一態様がある。<sup>(4)(5)</sup>

ところで、このようにして支配権の譲渡により会社の支配層の交代が行われ会社が会社グループにその単位として編入されるとき、譲渡に關係のない弱少株主は従来の会社の少数派株主から会社グループ内の局外株主に変化するが、会社グループの中ではグループの利益が個々の会社の利益に優先する為、個々の会社がグループの利益の為に犠牲にされ、その結果、局外株主もグループの利益の為に犠牲とされることがしばしば生ずる。<sup>(6)</sup> 例えば、当該会社がグループ内の他の会社から高い値段で原料や半製品を買うことを要請され、又逆に、グループ内の他の会社に自己の製品を安く譲渡することを要請される。又、グループの利益の為に行われた研究、調査サービスに対し過分の報酬の支払いを要請されることもある。このようにして、通常ならば実現されるべき会社の利益がグループ内他の会社に移転し、グループ内の他の会社に利益を有しない局外株主は犠牲にされることになる。<sup>(7)</sup>

従つて、支配権の譲渡の際に、この譲渡にあずかり得ず放つておけば局外株主として不利益を蒙ることになる弱少株主を、いかにして保護すべきかは、会社法上の一つの重要な問題であると思われる。本稿は、将来の比較法的考察を予定して、この問題に関するフランス法の態度を概観しようとするものである (支配権の譲渡等により会社が会社グループに組入れられ從属会社となってしまった後も株主が局外株主として会社に留り続けることを前提する場合のフランス法における局外株主の保護手段に関しては、拙稿「フランス法における局外株主の保護手段」

(→) René RODIERE, La protection des minorités dans les groupes de sociétés, Rev. Sociétés, 1970, p. 243, no.

1, 2; Raphaël CONTIN et Henri HOVASSÉ, L'expert de minorité dans les sociétés par actions, Recueil Dalloz, 1971, p. 76, no. 6; D. WALCH, Analyse de la structure d'un groupe français, droit des groupes des sociétés (librairies techniques) 1972, p. 19~20.

(a) 例社トハーハの形態又は準張の表現方法は大別へゆかし、(1)株式会社のメカニズムの場合、即ち、表えは粗レーハ  
式の支配契約のみならず、一方の当事者が他方の当事者を支配するに用ひたる内容の契約を締結する方法による場合  
と、(2)会社的メカニズムの場合は、即ち、株式発行会社の經營を支配するに十分な株式の取得による場合、更にわざ  
れるが、後者せざるは、(3)融資取引所によるもの、有形な相場の並を利用して少しずつ株式を其得する場合(Ca ramassage),  
会社の公開買付(une offre public d'achat)による場合、及ぶ(4)本格的規模の大株主の譲渡(la cession de contrôle)  
による場合の三つである。Michel BÉJOT, La protection des actionnaires externes dans les groupes de  
sociétés en France et en Allemagne, Bruylant, Bruxelles, 1976, p. 21, 23; Bruno OPPETIT, La prise de contrôle  
d'une société au moyen d'une cession d'actions, J.C.P. 1970, 2, I, 2561, no. 2).

(b) BÉJOT, op. cit., p. 23. BÉJOT は、株式公開買付 (offre public d'achat) は、支配権の獲得を目的とする  
既存の支配権の譲渡といふことであるが、大衆の中には分散された株主を獲得すべく債権者的大衆株主 (actionnaires bail-  
leurs de fonds) に対する譲渡である。支配権の譲渡の特別法規、すなはち(BÉJOT, op. cit., p. 38)。この点  
より、支配権の譲渡は、多分だらうの大株主による特定の株式への譲り受けである。特にこの問題は、

(4) BÉJOT, op. cit., p. 24.  
(c) 批註權 は、(1)監査權 (contrôle) と、株主權と並んで株主の権利の実現のための権利 (le droit  
de décider dans les assemblées générales et de donner des ordres de direction, en vertu des prérogatives juri-  
dique conférées aux détenteurs d'actions) である。Oppetit (Bruno OPPETIT, op. cit., no. 3)。  
(d) André CANAC, La protection des minoraires lors des prises de contrôle de sociétés, (Gaz. pal. du 17  
janvier 1974, doctorine, p. 35)

支配権の譲渡に伴い少數派ないし局外株主の蒙る不利益としては、本文に述べたものその他、支配権の譲渡がなされた後はこれに与らなかつた少數派ないし局外株主の株式の価格が低下する」となるべくも考慮すべきである(COPPETI,*op. cit.*, no. 31)。

## II フランス法における、支配権の譲渡 (cession de contrôle)

### の際の局外株主の保護

以下、支配権の譲渡のなされる際の局外株主の保護に関するフランス法の態度を、次の二つの見地からの考察する。

- 譲渡の決定に関して
- 譲渡の態様に関して

#### I 支配権の譲渡の決定

支配権の譲渡にかかわらない少數派株主又は局外株主は支配権の譲渡の決定の際にその決定に影響を与えて自由を防衛できるか、が、まず問題になる。そいだゝ、この問題について

##### I 支配権の譲渡の決定権を有する者は誰か

II この譲渡決定権に、譲渡を望まぬ株主の利益の為に何らかの制限を課し得るかの二面より、フランス法の態度を概観することにする。

##### I 支配権の譲渡の決定権を有するのは誰か

この問題は、支配権の譲渡の法的性質に密接なががわざをもつが、フランスの破駁院 (Cour de Cassation) は、カセグラン会社対ピール・ガルニエ事件<sup>(1)</sup>において、支配権の譲渡を「単純な、株式の譲渡 une cession d'actions pure et simple」と分析し、従つて支配権の譲渡の決定権は当該譲渡株主のみが有する、と考へてゐる

いわれる。以下の事件を概観する。

## 2 カセグラン会社対ピュール・ガルニエ事件

### 1 事実の概要<sup>(3)</sup>

(1) 一九六六年五月五日、カセグラン会社 (Société Cassegrain) の取締役会は、社長のアンドレ・ガルニエ (André Garnier) にカセグラン会社の競争会社であるソピケ会社 (Société Saupiquet) と交渉 (pourparler) をする」とを授權し、これに基きアンドレ・ガルニエを通じ交渉がなされ、

(2) アンドレ・ガルニエとソピケ会社は、ソピケ会社がガルニエ会社の株式六七%を株式による出資及び株式譲渡により取得する旨、合意した (aboutirent à un accord) (破談院は、これを「」の旨のソピケ会社の、カセグラン会社の株主に対する申込み offre があつたとする。)

(3) 一九六六年五月二十三日カセグラン会社の取締役会は、この合意を了承し、同日株主にこの合意を手紙で通知し同意を求めた。この手紙には、出資承諾書 (engagement d'apport) が入っており、これに署名する「」が強く勧告されていた (破談院はこれを、取締役会がソピケ会社の、株主に対する申込み offre を株主に伝えたとする。)

(4) 一定の株主達は、ソピケ会社への株式譲渡と株式出資を将来行うことを承諾した (accepta de...)。

(5) 一九六六年六月十日、カセグラン会社の取締役会は、この株式譲渡及び株式出資を (予め) 承認した (されは、カセグラン会社の定款の十条により、株式の譲渡 cession d'action は取締役会の承認を要する旨が、規定されていた為である。)

(6) 一九六六年六月二十九日、カセグラン会社で臨時株主総会が開かれ、二三五七一票対八七一八票の差で、取締役会の与えた承認 (=5)、並びに、(アンドレ・ガルニエを通して行われた) カセグラン・ソピケ両社の取締役会間の交渉及び合意の全体 (=1、(2)、(3)) を追認した。

(7) ルの臨時株主総会の終了後に株式譲渡及び株式出資が実行され、株式はソピケ会社に移転した。

(8) 株式譲渡及び株式出資の実行の翌日から、カセグラーン会社の指揮はソピケ会社の副社長 (vice-president-directeur général adjoint) に委ねられ、アンドレ・ガルニエがカセグラーン会社の社長の地位に留まつてはゐても、それは名譽職にやがくなつた。しづかへしてかい、カセグラーン会社の主たる幹部は職場を去らねばならず、又、一九六七年の十一月にカセグラーン企業の中核をなしたロンセルノの工場が閉鎖され売りだされた、その従業員は全員解雇された。

ルのよひな事実関係のゆゑに、トマソン・ガルニエの兄弟であり、かつカセグラーン会社の株主の一人でもあるピエール・ガルニエ (Pierre GARNIER) が、カセグラーン会社を相手取つて、トマソン・ガルニエとの間の合意 (l'accord) は権利濫用 (un abus de droit) を構成し、その臨時株主総会による追認は無効 (sans effet) ルのトマソ・ナントの商事裁判所 (tribunal de commerce de Nantes) による取消 (prononcer la nullité) を求めたが、一九六七年五月二十九日の判決で棄却された。<sup>(6)</sup> それでは、ピエール・ガルニエは、Rennes 控訴院に控訴し、取締役会の実現した取引 (operation) が株式譲渡、出資と偽りながら實際は競争会社の利益の為にのみ行われた吸收合併であり、これは吸収会社に譲渡された会社にとっても、取引から除外された社員 (associés) にとって又、企業 (l'entreprise) 血身にとっても正に破壊的 (ruineuse) なものであつたのであり、ルのカセグラーン会社利益 (intérêt de la société) に反する取引の実現を許す目的で行われたカセグラーン会社の取締役会決議、これを追認する臨時株主総会の決議、追認された合意、並びに、株式の譲渡及び株式による出資等は全て取消されるべく (nullité) であるとして、その取消を訴求した。

## 2 Rennes 控訴院の見解

記述の仕方が複雑で論理を追うのに骨が折れるが、大略、次のよくな見解であると思われる。

### (1) 取引の性質

被控訴会社 = (カセグラン会社) によって実現された (réalisée) 取引 (opération=トナム、ガルリヒルソム) は、法的には株式の譲渡及び出資 (une cession et un apport d'actions) の形をとる。実質は被控訴会社を新たな多数派グループの支配 (contrôle) の手にわたる。これは本件では競争会社であるだから、被控訴会社の (現時点での) 生存 (existence) が何よりもかなへんやくへんやその固有の企業 (sa propre entreprise) の支配権 (maitrise)、經營 (gestion) 及び (本来の) 存続 (survivance) に影響を及ぼす結果となる。複雑な債権契約 (une convention complexe) である。

### (2) 该取引を了承した五月二二日の取締役会決議の取消可能性 (nullité)

まず大前提として、次のように述べる。「株式会社の取締役会は、<sup>(1)</sup>会社の目的たる事業 (l'objet social) に適合しがい会社の田論も田的 (but que se propose la société) の実現が図られる行為は、全てたゞ権限がある。しかし、会社の田的に反する決議 (décision allant à l'encontre du but que s'est assigné la société) <sup>(2)</sup>などあれば、取締役会の権限を超える (excéder ses pouvoirs)」。

そして、カセグラン会社とノロリ会社との再編成の取引 (l'opération de regroupement=トナム・ガルリヒルソム) 会社間の合意と思われる) は、カセグラン会社の企業 (l'entreprise) と会社 (société) との主たる競争者の指揮下 (contrôle et direction) に置かれたところにカセグラン会社の目的 (objet social) と同会社及び企業の存在 (l'existence) を危険にさらしたものであり、このような取引は取締役会の権限を越えるものであり、取締役会は、臨時株主総会から明示の委任を受けたうえで株主の権利の全ての保証 (toutes garanties) を確保したのみでなければ、これがを行はないとができないと述べる。

結論として、取締役会が臨時株主総会から委任を受けずに単独で (社長のアンゼン・ガルリヒを通り) 该取

引をなしたことは、権限越であり、これを了承した五月二十三日の取締役会決議は取消可能性 (nullité) の瑕疵を負う、としてこれを取消した。

(3) 六月二十九日の臨時株主総会の追認決議の取消可能性 (nullité)<sup>(9)</sup>

次に、それでは六月二十九日の臨時株主総会で行われた、交渉及び合意の全体の追認は、上記取締役会決議の nullité<sup>(10)</sup> の瑕疵を治癒しないのが問題となるが、この問題については大略次のよう述べておいた。即ち、被控訴会社（カセグラン会社）が六月二十九日の臨時株主総会の追認を援用しらるる為には、この追認が、株主が事情 (cause) を十分に認識し、かつ十分に説明され状況が詳しく述べられて、議事日程 (ordre du jour) を十分に認識した上で、なれどもやむを得ない事が必要である。しかるに、議事日程により、実現された取引の正確な条件と範囲 (les conditions et la portée exactes de l'opération réalisée) 及びその取消原因 (la nature et les causes des nullités) が、十分に明確にされなかつたのであるから、臨時株主総会は取締役会の決議を追認してはならない。その上、臨時株主総会の決議は、少数派株主の利益を無視して居るのであるから、新たな権利濫用 (nouvel abus de droit) を構成する。したがつて六月二十九日の臨時株主総会の追認を取消す (déclare nulle et de nul effet)、とある。

(4) 株式の譲渡及び株式による出資

他方、マール・カルトゥンによる、カセグラン会社への株式譲渡及び株式の出資に対する取消請求は、棄却された (déclare irrecevable)。したがつて、株式の出資、株式譲渡自体は完全に有効と判断されたことになる。

○ Rennes 控訴審判決に対し上告がなされ、上告理由 (moyen de pourvoir) として、主に次のようないふが主張された。即ち、

(1) 一九六六年五月二十一日の取締役会決議の取消を宣告したいいに關つては、

1° この取締役会決議は、それ自身ではいかなる法的効果ももたないから、これの取消を宣告する理由がない。

2° 社長が交渉を開始したというだけで権限越とはならない。

3° カセグラン会社は消滅せず機能しきりけたのであるから、取締役会が会社の目的たる事業 (objet social) を変更したとはいえない。

等と主張され、

(2) また、一九六六年六月二十九日の臨時株主総会の決議の取消宣告にいたしま。

総会議事録によれば、総会においてピエール・ガルニエが長い説明 (long exposé) を行なかい、すでにその時取締役会決議に関して発して いた召換状 (l'assiguation) を伝達したのであるから、株主達が情報を知らされていなかつたとするふうとはできない。

等と主張された。

#### 4 破毀院の態度

この上告に基づき、破毀院は一九七〇年一月二十一日判決で、Rennes 控訴院の判決を破毀し、Caen の控訴院に移送したが、その破毀理由は以下の通りである。

(1) 控訴院自身が、カセグラン会社はその存在 (son existence propre) 及び法人格を失わなかつたと述べ、かつ両会社の推定意思及び多少なりとも遠き将来において仮想される事態 (hypothèse sur l'avenir à plus ou moins long échéance) については考慮する余地はないとして述べており、又、控訴院は、会社目的 (l'objet social) 又は会社の存続期間について定款に変更があつたことを指摘している訳でもない。

(2) ノック会社の提案 (proposition) はカセグラン会社でなくカセグラン会社の株主に対して宛てられたものであり、かつ、控訴院はノック会社の提案が例外なく全株主に伝えられたと認めていたこと及び控訴院判決

からは取締役会が社員に不正確な情報を与え、又は情報の有用な要素を包み隠したものにはならない。<sup>13)</sup>

(3) 控訴院判決からは、訴訟上問題とされた決議が会社の利益 (intérêt de la société) を考慮せずに単に一定の株主を他の株主の犠牲のもとに利する目的でなされたところによると認められない。

(4) したがって、これらの決議がいかなる点で権利濫用 (abus de droit) を構成するのかを明らかにしておらず、したがって控訴院はその判決の法的根拠 (base légale) を与へていなかった。<sup>14)</sup>

5 ニの破毀院判決の評証者ブルーノ・オペッティ (Bruno OPPETIT) によれば、破毀院は、Rennes控訴院により提出された次の問題を解決せねばならなかつたとされ。即ち、株式の譲渡は、会社の支配権 (contrôle) を競争グループ (un groupe concurrent) へ移転 (transfert) するに足る場合には性質を変じ、これが行われるとする決定 (decision) は、会社の目的及び会社の存在 (objet social et l'existence de la société) を危険にさらすことになるのであるから、臨時株主総会に依存するに足るのか、又は逆に株式譲渡の通常の規制 (régime ordinaire) に従うのかと詰う問題である。そして、オペッティによれば、破毀院はこの問題に対して明瞭には答えではないが、破毀判決の理由の中では「ハシケ会社の提案は、カセグラン会社にではなくて、その株主に対してなされたものである」と述べてゐる。これは、株式譲渡の決定権を有するのは会社機関ではなくて、当該株主だけである、という考え方を言外に表すものである、とされる。又、オペッティは、破毀院がカセグラン会社はその固有の存在と法人格を失わなかつたこと、及び会社の目的又は会社の存続期間につき定款の変更はなかつた旨を述べてゐるところから、破毀院は、競争グループに支配権を移転することになる株式譲渡も單なる株式譲渡に留まるものであり、会社の存在を必然的に (obligatoirement) 危険にさらすものではない、と考えてゐることが判る。<sup>15)(16)</sup>

## II 支配権の譲渡の決定権に制限を課し得るか

支配権の譲渡の決定権は、譲渡人 (株主) にあるとしても、この譲渡の決定権に、この譲渡を望まぬ株主の利益

の為に何らかの制限を課し得るか、が次に問題になる。

これに関連して問題となるのは、株式譲渡の承認条項 (clause d'agrément) である。即ち、

- 1° 定款に規定される承認条項は支配権を安定させる手段と考えられるが、これは支配権の譲渡人の譲渡の自由を制限できるのであるか。

- 2° 他方、これは局外株主が支配権の譲渡に対抗する為の手段となり得るのであるか。

1 まず、第一の問題 (1°) について、ハノン法では、定款に規定される承認条項により、第II章の株式の譲渡ないがなるものである (la cession d'action à un tiers, à quelque titre que ce soit) 会社の承認 (agrément) を要する旨を定めることがである。<sup>(17)</sup> この場合、原則として、承認を与えるか否かは会社の機関が自由に決めるところである。これがいかなる理由 (motifs) に基づくかを問わば、又、その理由を説明する必要もないとする。従つて、支配権の譲渡の場合も、会社機関はこれに反対し得るものと思われる。そしてこの場合、この承認権限を有する機関は何か、<sup>(18)</sup> これは明文がなく、定款により定められたものとなる。例えば、株主総会、取締役会 (conseil d'administration ou conseil de surveillance ou directoire) 等は権限を付与され得る<sup>(19)</sup> となる。しかし、総会により正規の取締役が選任されるまで会社を臨時の経営する職務を果すべく裁判所により選任された取締役 (administrateur judiciaire) は、<sup>(20)</sup> この権限を行使やしないとされる。

2 しかし、第二の問題 (2°) について、ハノン法上、<sup>(21)</sup> この制度は、次の理由で、局外ないし少数派株主が支配権の譲渡たる株式の譲渡に対して対抗する為には役立たない、とされる。即ち、まず

- ① 承認を与え又は拒否する<sup>(22)</sup> は会社の目的たる事業 (l'objet social) を変更したり株主の義務を増大せしめたりはしないのであるから、株主総会が承認権を有する時にも株主全員の同意や特別決議を要しない。従つて、局外株主に勝目はない。また、

② 取締役会が承認権を有するときにも、取締役は支配グループから選出されているので、この定款条項は支配グループの地位を強化するだけで株式譲渡に反対する少数株主の役には立たないとわれる。即ち、この制度は支配グループに対し、自己の支配権を保持するか、又はそれを譲渡するかを自由に決定せらるゝことになるにすぎない。<sup>(21)</sup>

③ ただ、この場合、承認の授与が権利濫用として取消され得るときある場合は、事情は異って、承認条項が局外株主の保護手段となり得る余地が生ずるであらう。前述の、カセグラソ会社対ピニール・ガルニエ事件においては、「取締役会に承認権が与えられている場合に、取締役会が支配権の譲渡に承認を与えることは、承認権の権利濫用になるのか否か」が問題になつた。

(1) 当事件において、Reunes 控訴院はこの問題について次のふうな見解を述べる。即ち、前述の如く、株式会社の取締役会は会社の目的たる事業 (l'objet social) と適合しかつ会社のぬかず目的 (but que se propose la société) の実現をめざす行為は全てなす権限があるが、会社の目的に反する決議 (décision allant à l'encontre du but que s'est assigné la société) やなすことは取締役会の権限を越えるのであるから、カセグラソ会社の企業 (l'entreprise) へ会社 (société) をその主たる競争者の指揮下にあへるとよりカセグラソ会社の目的たる事業 (l'objet social) へ会社及び企業の存在 (l'existence) を危険にあひかへんとなる取扱いを取締役会が臨時株主総会の委任を受けた（社長のアンリ・ガルニエを通じて）単独にだしたいたいとは権限越である、と述べた後、株式譲渡及び株式出資に対し承認を與へるの六月十日の取締役会決議は、「上記権限越の結果として株主達が署名するに至った株式譲渡及び株式出資の約束 (des engagements de cession et d'apport) を承認するのであり、臨時株主総会抜きで株主及び会社自身をソレク会社に確定的に繋りつかる目的で権利濫用 (abusivement) へなされたものであり、同様に取消可能性 (nullité) の瑕疵を負う。」と述べてゐる。<sup>(22)(23)</sup>

「J.O Rennes 控訴院の見解は必ずしも明確とはいえないが、要するに、「取締役会は会社の目的たる事業(l'objet)の範囲内で権限を行使するのであるから、会社の目的たる事業と会社及び企業の存在を危険にあらわす」となる株式譲渡と株式出資を承認し実現させねば、承認権の濫用になる」とあるものである。<sup>(27)</sup>

(2)

しかし、J.Oの見解は、破毀院の採るところとならなかった。即ち、破毀院は前述の如く、カセグラン会社は

直ちにはその存在及び法人格を失わず、かゝり、会社の目的たる事業又は会社の存続期間に亘る定款に変更があつた記であるべく、又多少なりとも遠き将来において仮定される事態 (hypothèse sur l'avenir à plus ou moins long échéance) について考慮する余地はなし」と、等的理由で、Rennes 控訴院は、取締役会の決議がかかる点で権利濫用 (abus de droit) を構成しないのがを明かにして、J.OのRennes 控訴院の判決を破毀した。<sup>(28)</sup>

J.Oの破毀院判決の評証者ブルーノ・オペッティ (Bruno OPPETTI) によれば、J.Oの点に關し Rennes 控訴院判決より破毀院に対し提出された問題は、次のよんな問題であつたとされる。「取締役会は株式譲渡に承認(agrément)を与えた」とより権利濫用 (abus de droit) を犯したのか。取締役会の承認権 (droit d'agrément) は、会社の支配権 (contrôle) を移転するといふことなる株式譲渡に対するものか、性質を変じて、取締役会の一般的権限 (pouvoirs généraux) との関係で評価されねばならないくなるのか。」しかし、オペッティによれば、破毀院はJ.Oの問題に關し、「控訴院はいかなる点でJ.Oの決議が権利濫用を構成するのかを明らかにしていなし」と指摘するに留まつてゐる、とされる。<sup>(29)</sup>

(3) 又、会社の支配権を移転せしめて会社の目的たる事業と会社及び企業の存在を危険にあらわす」となる株式譲渡に対して取締役会が承認を与えたのは権利濫用である、とする Rennes 控訴院の考えに対しては、学説上、次のように批判されている。即ち、  
承認条項 (clause d'agrément) は株主の根本的権利である株式の譲渡自由の原則(principe de libre négocia-

bilité des actions) に対する制限の行使が認められる。そして株式譲渡に承認 (agrément) を与えれば、株主に対する権利の自由な行使 (le libre exercice d'une prérogative) を回復するに至るに至る。このように正常の状態 (normale) に帰ることが権利濫用となる根拠は見出しづらい。承認を与える権利の濫用、又は譲渡の自由に反対しない権利の濫用としては考え得ない。

又、支配権の取得とその行使を混同してはならない。支配権の新しい取得者による支配権の行使の結果は、支配権の譲渡後の支配者被支配者の関係でなくともぐれどあり、支配権の譲渡自体は、それがぐれどではない、<sup>(33)</sup>。

(一) Société Cassegrain, c. Pierre Garnier, Cass. com. 21 janvier 1970 (J.C.P. 1970, II, 16541).

(二) Bruno OPPETIT は、カセグラント社の事件の詮解を示す、その論述によると (J.C.P. 1970, II, 16541)。なお BEJOT, op. cit., p. 27 参照。

(三) 破産院判決によると、当事件の認定事実は次の如くと詮解される。

① カセグラント株式会社の取締役会 (Conseil d'administration) は、カセグラント会社が直面した財政上の困難を救済する目的で、ソシエ会社との交渉 (négociations) に入りだ。

② ハポン会社は、「カセグラント会社の株主たるカセグラント会社の二万一千五百株に分かれた資本の大半を、一株八十ハリハリによる六千株の買取(achat) による増資によるソシエ会社の株式七株に対しカセグラント会社の株式十株の割合による出資 (apport)」、即ち取得するところを申し出た (a offert)。(レコード) 破産院は、このハポン会社の申出 (propositions) はカセグラント会社に対するものでない。カセグラント会社の株主に対するものである。しかし。

③ カセグラント会社の取締役会は、「一九六六年五月二十一日これを了承」 (donna son accord)、ハポン会社の申出 (offre) を株主に伝え、その株式の譲渡を承認する用意がある (prêt à autoriser les transferts) として表示した。以上は、株式の譲渡は、定款十条により、取締役会の承認 (agrément) を要する旨が規定されたからである。

④ 一定の数の株主達はソシエ会社に六千株を譲渡し、一万六千五百株の出資をなすことを承諾した。

⑤ 一九六六年六月十日カセグラント会社の取締役会は、この譲渡と出資を承認したが、この取扱を臨時株主総会 (assemblée générale) にて承認した。

mblée générale extraordinaire) の決議に際する義務があると持へた。

⑥ 臨時株主総会は、長門一十九日を開かれ、取締役会の与えた承認(agréments) 及び、同社の取締役会の間に行われた談話及び合意の全体 (l'ensemble des conversations et accords) を押附した (a ratifié) (J.C.P. 1970, II. 1641)。

しかし、控訴審判決、及び控訴審平決の訴訟者 Jean PAULUSSEAU 及び Raphaël CONTIN が事実の説明を補足するに次のようだ。爰。

まず、破毀院認定の①②③の事実は、次のよハシで説明され得る。一九六六年五月五日、カセクラン会社の取締役会は、社長 (le président-dirécteur général) のトマス・ガルニエとハッセル会社との交渉 (Pourparlers) をなすより授権した。トマス・ガルニエとハッセル会社は前記破毀院認定事実②を内容とする合意 (un accord) を達成し、これがカセグラン会社の取締役会は、五月二十三日を採択 (adopté) され、その合意は同日出資契約書 (engagement d'apport) へと用紙 (formule) が同封されており、これに署名するよう (souscrire) 強く勧告された (J.C.P. 1962, 2, II, 19122)。

又、⑥の事実は既に述べたが、次のよハシで説明されてくる。即ち、この取引の結果はあらかじめ現れ、  
1° 株式出資及び譲渡の実行の翌日からカセグラン企業の指揮はハッセル会社の副社長に委ねられ、トマス・ガルニエ  
がカセグラン会社の社長の地位に留まつてはいとも、それは名譽職にすれどなくなつた。

2° しなじみしない、カセグラン会社の主なる幹部は職場を去らねばならず、又、

3° 一九六七年の十一月にカセグラン企業の中核をなしたコンセルヌ (Concerneau) の工場が閉鎖され売却の日が来、  
その従業員は全員解雇された。やがてトマス・ガルニエはナントの商事裁判所 (Tribunal de commerce de Nantes)  
に取引の取消 (prononcer la nullité) を求めたが棄却され、控訴に及んだ (J.C.P. 1962, 2, II, 16122)。

又、控訴審の記述によると、株式譲渡及び株式出資が実行され株式が移転したのは、臨時株主総会終了後である以前  
れる。(即ち、トマス・ガルニエが臨時株主総会は既にソビケ会社に株式を譲渡してしまった者によるものであることを理由に総会決議の取消 (nullité) を求めたのに対し、控訴審は株式の譲渡及び出資は臨時株主総会の後に行われたとしてトマス・ガルニエの主張を退けた)。したがつて、破毀院認定の④の事実は株式譲渡及び  
出資を将来にすることを承諾したの意と思われる。

以上の事実を除くれば、本文のまゝに取扱おる。だが、本文は事件の概要を明かにする為に事実関係を明かにしたのである。それがそのせめぐたる重複事実 (material facts) である點だな。

(4) 著稿「トトノウスルニシテの間株主の保護手段」(成城法学校第1回) 国立～国際憲法(甲)(乙)修訂。

(5) Trib. Com. Nantes, 29 mai 1967, ノルマ判例集に載つてゐる (原判決) が、Jean PAULLEAU et Raphaël CONTIN が著述、J.C.P. 1969, 2, II, 161-22°。

(6) 著(甲)の脚注。

(7) Rennes, 2<sup>o</sup> Ch., 23 février 1968; 著訴訟の結果 Jean PAULLEAU 及 Raphaël CONTIN が、ノルマの脚注 (CHAMPAUD, Le pouvoir de concentration de la société par actions, thèse Rennes, 1961, no. 139, p. 132) によれば、Rennes 著訴訟は「複雑な債権制約 (convention complexe)」による複数の株主の間の支配の譲渡 (cession de contrôle) が、「現在の支配株主に代表される元株主ハーベ (le groupe d'intérêt représenté par les actionnaires de contrôle en place)」が、会社の経済的支配権 (la domination économique) のために開拓された他の元株主ハーベとはそれと共に同一の回復する。債権制約 (convention)」であると分析される。即ち (J.C.P., 1969, 2, II, 161-22)

(8) J.C.P. 1969, 2, II, 161-22.

(9) (9) 著(甲)の脚注。

(10) Rennes 著訴訟は、取引の性質及びこの種のものと部分で、次の点が問題となる。即ち、被控訴会社 (= ナショナル・企業) が、(1) 再編成 (regroupement) の正確で真実の条件に関する情報

(2) 株式の交換比を有効に決定し得る他の諸要素に関する情報  
(3) 企業の運命 (sort) に関する情報

を株主に提供つたか、いかないか。

又、取締役会決議による譲り受けの条件で次のものがある。即ち、

取締役会は、その長のトドム・ガルヒーを通じて自分達だけ (社員 associés) による意思表示の同意 (consentement) を得る (レギュラードル) との取引 (operation) を交渉 (negocier) するよう決議した。即ち、取締役会は、社員達に知らせる前に終了した時点よりの取引は株式譲渡及び株式による出資の単純な提案 (une proposition pure

et simple de cession ou d'apport d'actions) ある形で、明るみ出されたが、その値段 (prix) 及び交換比 (rapport d'échange) は、前もって社員の最も基礎的な決定されたものであった。この提案は (社員に対する) 強い、賛成する傾向 (l'entreprise Cassegrain proprement dite) との取引による除かれた株式の運命、カヤグリューブ (l'entreprise Cassegrain proprement dite) の従業員に関する将来の見通し、に関する重要な情報 (indication) を得ておいた。

- (13) 社(4)参照。
- (14) J.C.P. 1970, II, 16541.
- (15) ibid.
- (16) ハイドリック、又、この解決の問題の如きは、多數派株主によつて正規の手続 (régulièrement) 採択された決議の場合でも、会社を競争グループに譲渡するに至る場合などは、裁判官はこの決議をいかんがうとするのか否か、という問題があり、この破駁院判決は、この問題に対し、裁判所 (tribunaux) が会社の経営 (gestion) に介入するかしないかを非正規的、決議が正規の手続で採択された場合 (fraude) も権利濫用 (abus de droit) おおせいでしない以上は、裁判所が、決議の時宜に適してらるべき (l'opportunité) を評価する法的権限の保持者の地位といふかねむるべくを禁じたのである。アントワード (J.C.P. 1970, II, 16541)。
- 又、ハイドリックは、他所によつて「破駁院判決が用いられるまでは、数年来、裁判所は、特に Fruhanf 事件 (Paris, 22. mai 1965, 抗議「トランク法による局外株主の保護手段」、成城法学第 11 号、1965 年 11 月、参考) と比較したうだ干涉主義 (interventionisme juridique) の傾向があつた」との傾向を、裁判官をして困難な「会社の利益」の點究明がむづしみ、会社の利益と闇やみ裁判所の評価をめぐる総括者の評価に代え、それを多數派に押しつけるものである。されば、会社の活動を予測しながらこの目的論的探討は繰り広げられた恣意的な裁判所のコハーネールに従わせるに至るべく、会社の活動に重大な不安定を生じしめたとする。ところが、同該破駁院判決は、この傾向を歯止めをかけ多數決原稿の正常的な機能を回復しようとしたのである。ルブリュゴー (Bruno Oppert, La prise de contrôle d'une société au moyen d'une cession d'actions, J.C.P. 1970, 2, I, 2361, no. 39)。
- (17) art. 274 al. 1 L. 24 juillet 1966.
- (18) RIPERT et ROBOT, Traité élémentaire de droit commercial 1, 1974, no. 1255; Bruno OPPERT, La prise

de contrôle d'une société au moyen d'une cession d'actions, préc., no. 36.

(21) RUPERT et ROBIOT, op. cit., no. 1255.

(20) 例えば定款変更は、議決権を有する株式の過半数（1回目召集で過半数に満たなかつた場合次回召集）の  
投票数（quorum）より行使された議決権の三分之二の範囲（la majorité des deux tiers des voix exprimées）にて  
議決を要す（art. 153. L. 24. juillet 1966）。

(21) BÉJOT, op. cit., p. 29.

(22) Rennes, 2<sup>o</sup> ch., 23 février 1968; Cass. com. 21. janvier 1970; 本稿六頁参照。

(23) 本稿七頁参照。

(24) 本(24)参照。

(25) J.C.P. 1969, 2. II, 16122.

(26) 大町十四の取締役会の株式譲渡及び株式出資の承認が取消可能權（nullité）の瑕疵を負ひるゝに付隨的理由と  
して、Rennes 裁訴院は、カヤクラハ会社の定款十条によつて取締役会の与え得る承認は株式譲渡に対するもののみであ  
り、株式出資に付し承認を与へるゝには定款十条によつて認められんならんとする擧げである。（J.C.P. 1969, 2. II,  
16122）

つまづくに付し、破敵院は、上記定款十条は、有償無償を問ねず株主以外の者に於ける株式の譲渡（cession  
d'actions）せしむるに付随する取締役会の承認（agrément）にせぬるゝことより、控訴院が定款十条を本件の主張（apports）  
と認めたるに付し、本件は定款十条の意味の譲用範囲を曲解（interprétation）する（J.C.P. 1970, II, 16541）。

(27) art. 98, Loi 24. juillet 1966.

(28) BÉJOT, op. cit., p. 29.

(29) 本稿九、十頁参照。

(30) J.C.P. 1970, II, 16541.

(31) ibid.

(32) Bruno OPPERTH, La prise de contrôle d'une société au moyen d'une cession d'actions, préc., no. 36, b.;  
BÉJOT, op. cit., p. 29~30,

## 二 譲渡の態様に関する局外株主の保護

### I 序

前述の、カセグラン会社対ピエール・ガルニエ事件における破毀院の態度及びフランスの学説の見解よりすれば、仮法上、局外株主ないし少数派株主は、支配権の移転を生ずる株式の譲渡そのものに対し反対する術は持たないことになる。しかしこのような立場に立つとき、次に問題となるのは、支配権の譲渡が行われる場合、株式譲渡の態様に関連して株主間の不平等が生じないか、の問題である。

即ち、会社の支配権を獲得せしめることになる株式の取得は単なる株式の増加の価値を越える価値を有し、従つてそれは取引所の相場を上まわる価格で取引される可能性があるが、この場合、従来の多数派株主のみがこの利益にあざかり局外株主ないし少数派株主がこの有利な取引に参加することができないとすれば、そこに不平等が生ずるのではないか、という問題である。

この問題につき、仮法は、証券仲買人協会一般規定<sup>(4)</sup>において、支配権の譲渡における株式の譲渡に關し少数派ないし局外株主の保護に留意し、「支配株式塊の譲渡」(la négociation des blocs de contrôle)の手続を定め株式の譲渡につき株主間に不平等が生じないよう意をくばつてゐる。その立法理由は、社員は会社の全ての危険にさらされているのであるから、全ての好機に対しても同様にそれを利用できるべきであり、取引所の相場を上まわる差益に対しても平等にその分配にあざかり得べきであり、そうでなければ一般大衆を証券取引所に引きつけることはできない、というところにあるとされる。<sup>(5)</sup>

これにより、大株主により支配権の譲渡がなされるとき、他の株主も望むならば同様の譲渡条件で自己の株式を

譲渡であるに至ったのである。

**II 証券仲買人協会一般規定における「支配株式塊の譲渡」**  
証券仲買人協会一般規定によれば、支配権の譲渡によって大株主より支配権を譲受けようとする者は、同規定の規定する「支配株式塊の譲渡 (la négociation des blocs de contrôle)」の手続をなすればならない。以下の手続の概観を記す。

- 1 支配株式塊の譲渡を行おうとする者は、まず、支配株式塊 (un bloc de contrôle) を構成する株式 (titres) を証券取引所で取得した上で請求を、理事会 (chambre syndicale) に提出する。<sup>(10)</sup>  
この場合、支配株式塊とは、取得者に発行会社の支配権 (le contrôle) を付与するような一群の株式 (= 株式塊 un bloc de titres) であると思われる。<sup>(11)</sup> そして、支配権 (contrôle) の意義は、この場合広く解釈される。株式過半数の所持の意味ではなくて、株主総会における決定権 (pouvoir de décision dans les assemblées) の意義に解されており、又、支配株式塊には、キャスティングボーグを握る株式塊、即ち、それだけでは支配権を与えるに十分ではないが、取得者が既に有している株式に加えると支配権を与えることとなる数の株式群 (塊)、も知られる」と解されてゐるようである。<sup>(12)</sup>

そして、取引が支配株式塊と資格づけられるだけの数の株式を目的とするのかどうかは、理事会が判断する。理事会は、この為に、当該取引のなされた相場 (cours)、支配の目的とされる会社の資本を構成する株式の数、この資本の公衆への分散具合、及び取得者が既に直接間接に取得している株式の数を考慮する。<sup>(13)</sup>

- 2 この支配株式塊の取得の請求を理事会が許可する (autoriser) 場合は、支配株式塊を目的とする取引の成立の日 (au jour de l'exécution des ordres sur le marché)、相場掲示板 (Bulletin de la cote) に公示 (la publication d'un avis) がなされる。この公示 (avis) は、この取引の売主と買主 (identité du vendeur et de

*l'acheteur*)、取引の年月日、その取引のなされた相場及びその取引の目的たる株式の数量が示される。この公示は、又、当該買主が証券取引所で追加買付を続ける期間と、その場合の相場が示される。

3 支配株式塊の取得者は、この公示において、証券取引所において、支配株式塊の譲渡がなされた相場で<sup>(13)</sup>、<sup>(14)</sup> 提出された（présentées）すべての株式を、買取るよへ約束せねばならぬ（doit s'engager à acheter）。しかししながら、この取引譲渡が、直ちに決済される純粹の売却（une vente pure et simple donnant lieu à un règlement immédiat）のみから構成されるものではない、付隨の契約（des engagements annexes）<sup>(15)</sup> が付くべきだ、この相場は支配株式塊の取引の相場より低へい。

4 この追加買付の約束（l'engagement de rachat）は、掲示板の公示のほかに専らの取引所の十五取引日の間に（une période de quinze séances de bourse）、最も普通の箇の三週間の間に<sup>(16)</sup>、維持せねばならぬ<sup>(17)</sup>。この期間中は、譲受人の賣付委託（les ordres d'achat）は、譲渡の目的たる株式の相場（le cours des titres qui ont fait l'objet de la cession）<sup>(18)</sup>、相場掲示板における公示より予定された水準以上に、維持せねばならない（maintenir le cours...au niveau minimum prévu...）。

4 この非常に厳しく約束の履行は次のようにして保証される。まず、理事会は、株式塊の取得者に対して、その合意譲（caisses）と、追加買付の約束の履行（la bon fin de l'engagement）を担保する為の金錢もしくは株式による保証金（couverture）<sup>(19)</sup> が付く義務<sup>(20)</sup>である。請求<sup>(21)</sup>されると、理事会は、誠実でないと思われる者、即ち約束を果し得ないやうな者を除外するに及ぶ。

(1) この差額は、支配権 prime de contrôle と呼ばれ（BÉJOT, op. cit., p. 32）。

(2) Michel BOITARD, Les négociations de blocs de titres, J.C.P. (C. I), 1974, 2, 11457, no. 3.

(3) SCHMIDT らによれば、支配権の譲渡の際に株主が平等に株式の譲渡による利益があふるがために、株主平等原

論文収集  
セミナー (Dominique SCHMIDT, Quelques remarques sur les droits de la minorité dans les cessions de contrôle, D, 1972, chronique, XXXIII, no. 5~8)°

の根拠として次のように説かれてる。即ち、

- 1° やがて、株主平等の原則 (l'égalité entre actionnaires) へど、譲決権、情報権 (la droit à l'information)、利益請求権等における平等と異の扱いのない、何種類の株式 (actions d'une même catégorie) の所有者と同一の取扱 (même traitement) を取らねばならないが意味する。専らの取扱の平等 (l'égalité de traitement) へど、会社内部における社員の権利関係は異なる (dans les droits et prérogatives de l'associé au sein de la société) 説解がされる。やがて第三者に対する關係の株主の平等 (égalité entre actionnaires envers les tiers) へども、のべた (SCHMIDT, op. cit., no. 5, 6)° とのように考へるやがれ根拠は、1966年法 (la loi de 1966) が「平等原則」(égalité entre les parties) の条文を有して、それが確認された。その条文によれば、art. 63, 174, 177, 183, 184, 209, 215, 228, 284, 317, 417, 451, 454, 473, 477 がおなじれども (SCHMIDT, op. cit., no. 6)°
- 2° 支配権の譲渡による多數派株主が譲受人をより容易に見つけられるため、他の有利な条件で株式を譲渡できるとは確かである。したがっては多數決原理の行われたる結果だからである。多數決原理が支配権による多數派を構成する株式 (bloc d'actions majoritaires) がよつ多くなるほど、従つて開大に評価され (surévalué) のは当然である。株式の価値は、投票における権利 (fonction de son pouvoirs dans le vote) におけるだから、投票における権利に応じて株価が決まるわけだ。平等原則違反とはないだら (SCHMIDT, op. cit., no. 7)°
- 3° 支配権の譲渡において、全ての株主が平等に有利な価格での株式譲渡にあずかれないことを平等原則違反といふやうな結果をあらわすべきだ。支配権の譲渡を禁止するが又は支配権の譲渡を譲渡価格を等しくする規制に従わせる他ならぬが、かくしては新たな不平等が生ずる。即ち、支配権を付与する株式のみが自由に譲渡できないなら、その株主は他の株主と異った取扱いを受けることにならないが (SCHMIDT, op. cit., no. 8)°

しかしながら SCHMIDT は、株主平等の問題とは無関係であるとしたがゆえ、取引所の機能を良好に保つ為に全ての株主が支配権の譲渡による利益を受け得る人が望むところだ。誰もが (SCHMIDT, op. cit., II)° よりも、これが実現する為の方法として、支配権の譲受人に会社の発行済株式の全部の取得を命じ、あるいは株式の公開買付を義務づけぬるが、非現実的であるとする (SCHMIDT, op. cit., no. 9)° SCHMIDT によれば、少數派株主 (minoritaires) は、

## フランス法における支配権の譲渡の際の局外株主の保護

株主としては、支配権の譲受人の不当な経営によつてしか損害を蒙らなければ(SCHMIDT, op. cit., no. 9)、少數派株主の権利の保護は、株式譲渡に関する規定ではなくて、会社グループに関する規定によくあつて、その規定内容としては、一方で譲受会社の支配権を認め他方で少數派株主に対しその補償(=損害賠償、配当補償、株式買取の約束等)を与えることを内容とする合意(acord)，締結を少數株主に提案するといふ、支配権の譲受会社に義務つけ、この合意がなれば、譲受会社は支配権の行使を許されず少數派株主は退社権(droit de retrait)を行使できることがよくあります。これより(SCHEIDT, op. cit., no. 10)。

(4) Règlement général de la compagnie des agents de change, arrêté du 8 août 1973 portant homologation du règlement général de la Compagnie des agents de change, J.C.P., 1973, III, 40866.

(5) Michel BOITARD, op. cit., no. 4;

以上のよゐな意味での株主の平等について、既に、一九五三年四月四日令第六条(ordonnance du 4. février 1953, art. 6)、一九六四年十一月二十一日法第十六條(la loi du 23 décembre 1964, art. 16)等による考慮がなつたが、前者は実施されず後者も必ずしも株主の情報の点で十分なものではなく非現実的であったとされる。このよゐな状況の中や、前記の証券仲買人一般規定の立法目的は、より強化され、かつ現実的な株主の平等の装置を完成するものとあります。Michel BOITARD, op. cit., no. 6)。

(6) 証券仲買人協会一般規定によれば、自然人や法人が会社の支配権(contôle)を獲得するに足るだけの量の株式(titres)を取得しなければなりません。

- 1° 株式の公開買付(offre public d'achat ou d'échange)ですが、
- 2° 支配株式塊の譲渡(la négociation des blocs de contrôle)

の二種類の手続をとらねばなりません。(art. 203 du règlement préc.)  
したがつて、大衆株主に働きかけずに特定の大株主より支配権の譲渡によつて支配権を獲得しようとする者は、「支配株式塊の譲渡」の手続によらねばなりません(BÉJOTによれば、株式の公開買付は支配権の獲得を目的とする块では支配権の譲渡と類似するが、その方法として大衆の中に分散した株式の取得を目指して債権者の大衆株主actionnaires bailleurs de fondsに働きかけるものである点で支配権の譲渡と区別されるべき)。BÉJOT, op. cit., p. 38)。したがって、支配権の譲渡は特定の大株主との間になれるものと見なすのが最も適切です。

(7) 証券仲買人協会一般規定の適用範囲

1° もとより、証券仲買人 (agent de change) が通じて行われる取引は全くの規定が適用される。

2° しかし、取引の口の前月に於いて上場されたもの (admis à la cote officielle) が又は非上場有価証券の價格表 (relevé quotidien des valeurs non admises à la cote) が載つた有価証券 (la pleine propriété de valeurs mobilières)、専門的とかねる有償譲渡で当事者の少へゝ一方が法人であるもの、証券仲買人を通じてなれどもなふだ。 (ただし、この規定は、ある会社が他の会社の資本の少へゝものとある場合の譲渡、及び単純の売却 une vente pure et simple に付する契約に要素 un élément nécessaire として命ぜられる譲渡の場合には適用されない) (art. 16 al. 1 et 3 de la loi n° 64-1278 du 23 décembre 1964)。従ひて、取引所や取引所外の譲渡の場合は、得しておらぬ会社は、通常証券仲買人を通じてなれどもなふだ。 (André CANAC, op. cit., p. 36, II, A)。

3° 次に、その株式が上場され (inscrits à la cote officielle) 又は場外取引 (négociation hors cote) に付するか、他の会社の支配権の譲渡は、それが証券仲買人協会一般規定の適用を受けた場合——例えば株式の交換 (échange de titres) によるか、又は非上場会社 (société de portefeuille non cotée) を通じて行われる支配権の移転の場合——により、支配株式塊の譲渡の手続をとらねばならぬ (Avis du 15 mars 1973)。

されば、証券取引所で行われる取引に対する適用が認められた株主の保護規定が、株式の交換によれば出資による非上場会社の媒介による移転等の方法により、その適用を回避せらるゝことを證する為である (Michel BOITARD, op. cit., no. 11)。

(8) art. 203. du règlement préc.

(9) art. 201, 202. du règlement préc.

(10) art. 202. du règlement préc.; BÉROT, op. cit., p. 35.

(11) art. 202. du règlement préc. しかし、半断基準が多様である為、理事会は非常に大きな裁量権を有するが如き (BOITARD, op. cit., no. 7)。

× 支配株式塊があくまで半断されたケーブル譲り扱いである。譲り、新譲取者の結果譲りの結果譲り得者が会社資本の過半数又は少へゝ場合に於いては、(BOITARD, op. cit., no. 8)。

(12) art. 204 du règlement préc.; BOITARD, op. cit., no. 9.; CANAC, op. cit., p. 37.

- (13) BOITARD, op. cit., no. 9.
- (14) art. 205. al. 1 du règlement préc.
- (15) CANAC, op. cit., p. 37.
- (16) art. 205. al. 1. du règlement préc.
- (17) CANAC, op. cit., p. 37.
- (18) art. 205. al. 2 du règlement préc.
- (19) ibid.
- (20) art. 205. al. 3. du règlement préc.
- (21) BOITARD, op. cit., no. 10.

セ・ド・配株式塊の譲渡の実用論

株式公開買付 (O.P.A.) は専らに、株式取得者がその買付申出 (offre) が 1 股の数の株式に限定されないがために (art. 180. du règlement préc.)、1 人の数より多くの数の株式の売却申出があつて、やれやれの売却申出は比例して 1 股の数の限度が超え、削減される (art. 187. du règlement préc.) のに対し、支配株式塊の譲渡の場合は、取得者が 1 定期間、自己と提出された全ての数の株式を取引所で買取らねばならぬだ。この義務は非常に重いものと思われるので。

しかしながら、制度が導入された 1 年たった時点では、約 10 の支配株式塊の売買 (取引) が多くの取引市場に行なはれていた方法が既に経済生産性をもつてゐた。この制度が導入されると、(BOITARD, op. cit., no. 15)

(ソルベ・エモー=本学助教授)

